

はしがき

憲法について知りたい、学び直したい、という声を今、いろいろなところで聞く。そこにあるのが当然と思っていたものが形を変えていくかもしれない、下手をすれば変えてはいけない骨のところをいじって大失敗をするかもしれない、となれば、「まず知ろう」という思いに駆られるのは自然なことだと思う。

しかし憲法という分野は、意外にとらえにくい世界である。字面はわかる、中学生の頃から学習しているが、実はつかめていない、そんな感じがいつもつきまとう。

憲法は、抽象度の高い言葉で書かれているため、条文を読んでいるだけではその生きた意味をつかみにくい。たとえば「…の自由は、これを保障する。」という言葉を読んだとき、その言葉だけでリアルな感覚はつかめない。そんな行き詰まりを感じたとき、映画を観て急に自分の知識に血が通い始める、そんな経験をする人がいるかもしれない。自分の中でイメージ把握がある程度できると、法学的な知識や思考方法の習得は格段に早くなる。その橋渡しになれば、というのが本書の目指すところである。

憲法はもともと、現実の歴史の中から生まれてきた、大変にリアルな問題を扱った文書である。普通の人間の視点で見て、苦痛で耐え難い出来事、二度と繰り返してはならないと思う出来事があり、その「繰り返してはならないこと」を防ぐための防波堤として考案されたものが憲法だといえる。だから、「その人権がなかったならば人間はどれだけ生きにくい状況に置かれるか」「その統治システム（憲法保障）がなかったならば社会はどれだけ自滅の危険にさらされるか」といった問題意識をもちながら、それらが獲得されてきた歴史を想像し理解することが、憲法の内容理解にとっては必要になる。こうした事柄への想像力をもって見るならば、憲法を知ることは、文学や大河ドラマに匹敵する魅力的な知的営為となってくる。映画は、この魅力的な知的営為を手助けしてくれる、もっとも心強い表現ジャンルだろう。

たとえば、憲法は人権を守ること（まずは侵害しないこと、そして権利の性質に

よっては実現のために必要な役割を果たすこと)を国家に命じているのだが、その憲法が「思想良心の自由は、これを侵してはならない」と定めているということは、国家に向かってそう言わなければならないほど、国家がそれらの人権を侵害してきた事実があったのだろうか?と、立ち止まって考えてほしい。本書で紹介する映画の中には、そうした歴史的事実を扱ったものが多く出てくる。

私は美術大学で憲法その他の法学科目を教えている。そこでは、映像を観るさいの学生の意識が非常に高い。「そこから何を読み取るか」という姿勢で映像作品に向き合うことを日常自然に行っている学生がとても多く、映画をめぐる学生との議論や情報交換が楽しい。そのような恵まれた環境の中で、授業や公開講座を通じて、映画を使って憲法問題を少しでもリアルに理解してもらおう工夫をする機会に恵まれた。また、同じ方向で工夫をしてこられた憲法研究者・教育者の方々と意見交換もできるようになってきた(本書の巻末にはそうした公開講座や意見交換の一部を収録した)。

本書は、そうした憲法研究者・教育者が「ぜひ観てほしい」と思う映画作品を持ち寄った成果である。社会人や学生のみなさんにとっては鋭利な理論家と見える人々が、じつはその仕事の奥にこんな素顔の感性をもっていたのかと感銘を受ける個所も多々あるのではないだろうか(それもまた、本書の狙いの一つである)。

近年、中学・高校の教員の方々が人権啓発や法学教育のための参考となる映画作品を探しているという話もよく聞く。中学・高校の教育でも、まずは社会問題に《触れる》、《想う》という心的体験をする機会を作ることが重要だと考える教員が多いのだと感じる。憲法について考えるということは、さまざまな社会問題を考えるジェネラルな「姿勢」を養うことにつながることを考えれば、感受性の鋭敏な10代の人々にぜひ、そうした心的体験の機会を十分に得てほしいと願う。

本書が、さまざまな立場から「憲法について知りたい、伝えたい」と思っている人々にとって、楽しめる入口であったり、心の扉をノックする刺激になったりして、憲法の世界への橋渡しの役に立つことを願う。

編 者 志田陽子